配当公告

神奈川県相模原市中央区上溝四三番地
破産者　小山建設株式会社

右の者に対する横浜地方裁判所平成二十年(フ)第二三四八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二、四六一、六三八、九九二円

一、配当することのできる金額
金一六六、二三一、三二三円

平成二十三年十二月二十八日
横浜市中区本町一丁目三番地綜通横浜ビル八階
破産管財人　立川　正雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市山之神町三六四番地三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　藤田　正美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十八日
事務所群馬県太田市飯田町一二五八番地一
太田丸の内ビル六〇一
相続財産管理人　弁護士　髙木　祥充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市龍舞町一八二二番地二、最後の住所埼玉県上尾市大字今泉五六四番地九
被相続人　亡　長谷川良男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十八日
群馬県太田市由良町一六〇八番地七
相続財産管理人　小林　実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市東丸之内五七〇番地、最後の住所埼玉県春日部市藤塚一五二〇番地五〇
被相続人　亡　北村智恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十八日
埼玉県草加市松原一丁目一番一〇号
相続財産管理人　弁護士　野村　武司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市矢那一五七二番地、最後の住所千葉県木更津市東太田四丁目二〇番四四号
被相続人　亡　志保澤丈夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十八日
事務所千葉県木更津市新田一丁目一〇番三一号マルコビル一〇二　山口仁法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山口　仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道紋別郡雄武町字雄武八二九番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　高橋　庫治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十八日
神奈川県川崎市麻生区片平三丁目四番一七号、事務所東京都千代田区飯田橋四丁目七番一一号カクタス飯田橋ビル三階三〇四号
山崎・秋山法律事務所
相続財産管理人　弁護士　秋山　清人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市泉区新橋町一一五六番地、最後の住所横浜市戸塚区名瀬町二三七番地一ソフィア戸塚アクアステージ六〇二号
被相続人　亡　中丸　光一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十八日
横浜市中区住吉町一丁目六番地M・P・S関内五〇七号室
相続財産管理人　弁護士　河合　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市西園町七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　吉田　輝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十八日
事務所岐阜市美江寺町一―五　岐阜北青色会館四階　弁護士法人岐阜合同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岡本　浩明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市南区呼続三丁目四〇五番地、最後の住所愛知県豊橋市東岩田四丁目四番地二三
被相続人　亡　青井　康史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十八日
愛知県豊橋市大国町一〇一板垣ビル二階池田至法律事務所
相続財産管理人　池田　至

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市高井田元町二丁目一三三一番地、最後の住所滋賀県大津市枝四丁目六番九号
被相続人　亡　三宅　元次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十八日
事務所滋賀県大津市中央一丁目五番六号ＡＮＫＹＵビル三階羽座岡法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西川真美子

第２期決算公告

平成23年11月29日
東京都品川区東品川二丁目２番43号
株式会社ヨウジヤマモト
代表取締役　大塚　昌平

貸借対照表の要旨（平成23年８月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,279	流動負債	662
固定資産	1,240	（賞与引当金）	(25)
		固定負債	690
		（退職給付引当金）	(312)
		負債合計	**1,353**
		株主資本	1,167
		資本金	551
		資本剰余金	549
		（資本準備金）	(549)
		利益剰余金	67
		（その他利益剰余金）	(67)
		純資産合計	**1,167**
資産合計	2,520	**負債・純資産合計**	2,520

損益計算書の要旨
（自　平成22年９月１日）
（至　平成23年８月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	4,676
売上原価	1,688
売上総利益	2,988
販売費及び一般管理費	2,827
営業利益	160
営業外収益	34
営業外費用	65
経常利益	129
特別損失	2
税引前当期純利益	127
法人税、住民税及び事業税	84
当期純利益	43

第４期決算公告

平成23年12月28日
東京都新宿区新宿一丁目19番８号
株式会社エスケイ・キャピタル
代表取締役　**椙**松　修

貸借対照表の要旨（平成23年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	6
	合計	**6**
負純債資産及の部	流動負債	16
	固定負債	344
	株主資本	△ 353
	資本金	4
	資本剰余金	3
	資本準備金	3
	利益剰余金	△ 362
	繰越利益剰余金	△ 362
	合計	**6**

㊟１．百万円未満の金額は切り捨てております。
２．当期純損失金額　0百万円